| | |
|---|---|
| 備　考 | 1　船舶の総トン数の区分の欄中「新トン数」とは、昭和五十七年七月十八日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項の特定修繕をいう。）が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。<br>2　船舶の総トン数には、当該船舶の安全性若しくは居住性又は船員の安全若しくは衛生の確保に要したトン数を含まない。 |

別表第二遠洋底びき網漁業の項中第一号から第五号までを削り、第六号を第一号とし、第七号から第十一号までを五号ずつ繰り上げ、第十二号中「第十号」を「第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十三号を同項第八号とし、同項第十四号イ、ハ及びニ中「第十二号」を「第七号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十五号イ中「第十二号」を「第七号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十六号を同項第十一号とする。

別表第二小型捕鯨業の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 小型捕鯨業 | 一　沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における小型捕鯨業の操業は、禁止する。<br>二　小型捕鯨業による歯鯨（まつこう鯨を除く。）の採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。 |

**第二条**　特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四項を削り、第五項を第四項とし、同条に次の三項を加える。

5　この省令の適用については、ベーリング海、オホーツク海、日本海、黄海、東支那海、フィリピン海、南支那海、タイ湾、東インド諸島諸海、ビスマルク海、ソロモン海、コラル海、タスマン海、バス海峡、カリフォルニア湾、アメリカ合衆国アラスカ州南東部及びカナダブリティッシュ・コロンビア州の沿岸海域並びにアラスカ湾の海域は、太平洋の海域に含まれるものとする。

6　この省令の適用については、マラッカ海峡、アンダマン海、ベンガル湾、ラッカディブ海、アラビア海、オマーン湾、ペルシャ湾、スエズ湾、アカバ湾、紅海、アデン湾、モザンビーク海峡及びグレート・オーストラリア湾の海域は、インド洋の海域に含まれるものとする。

7　この省令の適用については、アゾフ海、黒海、マルマラ海、地中海、ビスケー湾、イギリス海峡、ブリストル湾、アイリッシュ海及びセント・ジョージ海峡、スコットランド西部諸海、北海、スカゲラク海峡、カテガット海峡、バルト海、ノルウェー海、グリーンランド海、ラブラドル海、デービス海峡、バフィン湾、ハドソン海峡、ハドソン湾、セント・ローレンス湾、ファンディ湾、メキシコ湾、カリブ海、ラ・プラタ川河口部並びにギニア湾の海域は、大西洋の海域に含まれるものとする。

第十二条中「き損」を「毀損」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（許可証の書換交付及び再交付）

**第十二条の二**　農林水産大臣は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

一　第八条第二項若しくは第十一条第一項の規定による書換交付又は前条の規定による再交付の申請があったとき。

二　第七条第一項の規定により許可に制限若しくは条件を付け、又は同項の規定により許可に付した制限若しくは条件を変更し、若しくは取り消したとき。

第十三条を次のように改める。

（許可証の返納）

**第十三条**　第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を農林水産大臣に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2　前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

第十六条の次に次の一条を加える。

（漁具又は漁ろう装置の格納等）

**第十六条の二**　大西洋等はえ縄等漁業又は太平洋底刺し網等漁業の第三条第一項の許可に係る船舶（以下この条において「許可船舶」という。）の船長は、外国の領海又は排他的経済水域（ロシア連邦にあっては指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号。以下「指定漁業省令」という。）別表第五の九の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあっては同表の十一の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の十二の項の上欄に掲げる区域。以下この条において同じ。）を当該船舶により航行する場合には、当該漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。ただし、いずれかの外国から漁獲のための許可を受けている許可船舶により、当該許可に係る当該外国の領海又は排他的経済水域を航行する場合は、この限りでない。

第二十三条第一項中「第二十条第三項において準用する場合を含む。）」の下に「、第十六条の二」を加える。

別表第二ずわいがに漁業の項イ中「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号。以下「指定漁業省令」という。）」を「指定漁業省令」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年三月三日から施行する。ただし、第一条中指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第十三条及び第十四条の改正規定並びに第二条中特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第十二条の二及び第十三条の改正規定は、公布の日から施行する。

（船舶の推進機関の出力に関する経過措置）

2　この省令の施行の際現に漁業法第五十二条第一項に基づく沖合底びき網漁業の許可を受けている船舶であって、その推進機関の出力が第一条の規定による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第六条第一号の最高限度を超えているものについては、当分の間、当該出力を当該船舶に係る同号の最高限度とみなす。ただし、当該船舶の推進機関を新たな推進機関と交換する場合は、この限りでない。

（罰則の適用に関する経過措置）

3　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## ○経済産業省令第六十七号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月十八日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令

経済産業省生産動態統計調査規則（昭和二十八年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

別表一般機械器具の項中

「軸受（軸受メタル等を含む。）」

を

「軸受、軸受メタル及びブッシュ」

に改め、同表繊維工業品の項中

「染色整理した織物、ニット生地」